

令和４年度 労働報酬下限額の設定について

１ 工事請負契約

（１）新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第８条第１項第１号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

工事の請負契約：農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価（以下「公共工事設計労務単価」という。）

ア 労働者等・一人親方

【考えられる方策】

- ① 農林水産省及び国土交通省が令和３年３月に発表した東京都における公共工事設計労務単価の４７職種については、令和４年度の新宿区労働報酬下限額を、それぞれの単価額から１００分の９０を乗じて得た金額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。
- ② 農林水産省及び国土交通省が令和３年３月に発表した東京都における公共工事設計労務単価のうち、設定されない職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」の４職種については、令和４年度の新宿区労働報酬下限額を、「タイル工」については「内装工」、「屋根ふき工」については「板金工」、「建具工」については「内装工」、「建築ブロック工」については「石工」の単価から１００分の９０を乗じて得た額とする。ただし、今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額となった場合は、その単価を基に算出する。

<①説明>

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いる単価であり、農林水産省及び国土交通省が公共工事に従事する労働者の都道府県別賃金を職種ごとに調査し、賃金実態を正しく反映させた単価でもある。

平成２８年度以降、「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」（以下「要綱」という。）又は「新宿区公契約条例」（以下「条例」という。）に基づく労働報酬下限額（要綱にあつては最低賃金水準額）を、東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

労働報酬下限額（最低賃金水準額）を、１００分の９０を乗じて得た金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま労働報酬下限額（最低賃金水準額）とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかるおそれがあるためである。

このことを踏まえ、今年度同様、『令和４年度の新宿区労働報酬下限額を、東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た額とする』という方策が考えられる。なお、東京都における公共工事設計労務単価の１００分の９０を乗じて得た金額は以下のとおりである。

（単位：円／１日当たり）

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	２２，２３０	27	普通船員	２１，６９０
02	普通作業員	１９，４４０	28	潜水士	３７，２６０
03	軽作業員	１４，０４０	29	潜水連絡員	２６，２８０
04	造園工	１９，４４０	30	潜水送気員	２５，６５０
05	法面工	２４，３９０	31	山林砂防工	２４，２１０
06	とび工	２５，１１０	32	軌道工	４２，０３０
07	石工	２４，５７０	33	型わく工	２３，６７０
08	ブロック工	２２，７７０	34	大工	２３，０４０
09	電工	２３，１３０	35	左官	２４，９３０
10	鉄筋工	２４，８４０	36	配管工	２１，１５０
11	鉄骨工	２３，１３０	37	はつり工	２２，５９０
12	塗装工	２６，２８０	38	防水工	２６，９１０
13	溶接工	２８，１７０	39	板金工	２５，７４０
14	運転手（特殊）	２２，１４０	40	タイル工	２５，２００
15	運転手（一般）	１８，２７０	41	サッシ工	２３，１３０
16	潜かん工	２７，３６０	42	屋根ふき工	２５，７４０
17	潜かん世話役	３２，２２０	43	内装工	２５，２００
18	さく岩工	２７，８１０	44	ガラス工	２３，１３０
19	トンネル特殊工	２６，４６０	45	建具工	２５，２００
20	トンネル作業員	２２，３２０	46	ダクト工	２０，６１０
21	トンネル世話役	３０，２４０	47	保温工	２０，４３０
22	橋りょう特殊工	２７，３６０	48	建築ブロック工	２４，５７０
23	橋りょう塗装工	２８，０８０	49	設備機械工	２０，７００
24	橋りょう世話役	３２，０４０	50	交通誘導警備員Ａ	１４，０４０
25	土木一般世話役	２２，９５０	51	交通誘導警備員Ｂ	１２，５１０
26	高級船員	２７，４５０			

【参考１】 条例(要綱)に基づく労働報酬下限額(最低賃金水準額)の設定状況

平成２２年度～平成２６年度	公共工事設計労務単価の１００分の <u>８０</u> を乗じて得た額
平成２７年度	同上 １００分の <u>８５</u> を乗じて得た額
平成２８年度～令和３年度	同上 １００分の <u>９０</u> を乗じて得た額

【参考２】 公共工事設計労務単価に対する、契約業者（２,０００万以上）の労務単価割合

令和３年４月から令和３年１０月末まで

案件別平均	契約件数	構成比％	
１０５％以上	８	１７．０	１００％以上 ２７．６
１００～１０５％未満	５	１０．６	
９５～１００％未満	１２	２５．６	９５％以上 ５３．２
９０～９５％未満	２２	４６．８	
計	４７	１００	

【参考】 令和２年４月から令和３年３月末まで

案件別平均	契約件数	構成比％	
１０５％以上	１６	２３．５	１００％以上 ３８．２
１００～１０５％未満	１０	１４．７	
９５～１００％未満	８	１１．８	９５％以上 ５０．０
９０～９５％未満	３４	５０．０	
計	６８	１００	

【参考３】 令和３年度の都内公契約条例制定自治体における公共工事設計労務単価の設定状況

	千代田区	目黒区	世田谷区	渋谷区	杉並区	足立区	江戸川区	国分寺市	日野市	多摩市
公共工事設計労務単価に対する割合	８８％	９０％	８５％	９０％	９０％	９０％	９０％	９０％	８５％	９０％

<②説明>

職種「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」、「建築ブロック工」については、十分な有効標本数が確保できないことから、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない。

令和４年度の新宿区労働報酬下限額については、今年度同様、各職種の内容に近い職種と同様の単価とする。

<②具体的な金額>

１日あたり

職種	左記職種の内容に近い職種	令和４年度 新宿区労働報酬下限額（案）
タイル工	内装工	２５,２００円
屋根ふき工	板金工	２５,７４０円
建具工	内装工	２５,２００円
建築ブロック工	石工	２４,５７０円

イ 未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者）、年金等の受給のために賃金を調整している労働者（以下「未熟練工等」という）

【考えられる方策】

未熟練工等における令和4年度の新宿区労働報酬下限額は、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”の100分の70を乗じて得た額とする。

<説明>

公共工事設計労務単価の基礎となる公共事業労務費調査において対象外として取り扱われる見習い・手元等は、各種の専門の職人の補助的作業・手伝いを行なう作業者となり、東京都における公共工事設計労務単価における職種においては“軽作業員”に近い業務内容となる。このため、見習い・手元等の労働者における令和4年度の新宿区労働報酬下限額については、東京都における公共工事設計労務単価の職種“軽作業員”をベースに、今年度同様、100分の70を乗じて得た金額とする方策が考えられる。

<①具体的な金額>

1日あたり

	労働報酬下限額（案）
受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者	10,920円

【参考】令和3年度の都内公契約条例制定他自治体における未熟練工等の労働報酬下限額の状況

目黒区	世田谷区	渋谷区	杉並区	足立区	江戸川区	多摩市
東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	職員給与条例に定められた額を勘案	日給1万円を確保できるよう額を設定(1時間あたり1,250円)	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」に90%を乗じて得た額の77% (69.3%)	東京都における公共工事設計労務単価の「軽作業員」の70%	業務委託等の労働報酬下限額とのバランスを考慮し、総合的に決定

※千代田区、国分寺市、日野市については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 業務委託契約・指定管理協定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

【考えられる方策】

① 業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」及び長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定（以下「郊外施設の協定」という。）を除く。）における令和4年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり1,080円とする。

② 郊外施設の協定における令和4年度の新宿区労働報酬下限額は、1時間あたり、各施設の所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は、1,040円（+28円）
- ・新宿区立区民健康村（山梨県）は、866円（+28円）
- ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は、877円（+28円）

() 内は前年度との比較

<①説明>

新宿区労働報酬下限額は、当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額としている。また、業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定の際には、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）1級19号給をベースに算出される勤務一時間あたりの給与額1,100円が新宿区労働報酬下限額の目標水準と考えている。

また、令和３年度の東京都最低賃金は前年度から２８円引き上げられ、
 １，０４１円となった。
 一方で、令和３年特別区人事委員会勧告においては、特別給の支給割合を
 ０．１５月引き下げ、月例給は据え置きとすることとなった。
 これらの状況を踏まえ、令和４年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度より
 ３０円高い１，０８０円とする考え方がある。

<①具体的な金額>

令和４年度の新宿区労働報酬下限額 ⇒ １，０８０円

【参考１】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移（新宿区）<各年４月に変更>

設定年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (案)
時間単価 (１時間あたり)	１，０２０円	１，０５０円	１，０５０円	１，０８０円
前年との差額	+３０円	+３０円	±０円	+３０円

【参考２】最低賃金額の推移(東京都)<各年１０月に変更>

発効年月	令和元年 10 月	令和２年 10 月	令和３年 10 月
最低賃金額 (１時間あたり)	１，０１３円	１，０１３円	１，０４１円
前年との差額	+２８円	±０円	+２８円

【参考３】令和３年人事院勧告の主な概要

- (１) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合４．３２月分を勘案し、支給割合を０．１５月引き下げる（４．３０月）。
- (２) 月例給については、民間給与との較差（△１９円、△０．００％）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わない（据え置き）。

【参考４】令和３年特別区人事委員会勧告の主な概要

- (１) 特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合４．４７月分を勘案し、支給割合を０．１５月引き下げる（４．４５月）。
- (２) 月例給については、民間給与との較差（△９４円、△０．０２％）が僅少であり、公民の給与はおおむね均衡していると言え、給料表や諸手当の適切

な改定を行うことが困難であることから、改定を行わない（据え置き）。

【参考5】令和3年東京都人事委員会勧告の主な概要

- （1）特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.45月分を勘案し、支給割合を0.15月引き下げる（4.45月）。
- （2）月例給については、民間給与との較差（△103円、△0.03%）がかなり小さく、公民の給与はおおむね均衡している状況にあることから、改定を行わない（据え置き）。

【参考6】都内公契約条例制定自治体の令和3年度労働報酬下限額の設定状況

	業務委託・指定管理 協定（1時間当たり）	対象となる公契約
千代田区	1,095円～	3,000万円以上
目黒区	1,080円	1,000万円以上
世田谷区	1,130円	2,000万円以上
渋谷区	1,122円	1,000万円以上
杉並区	1,083円	1,000万円以上
足立区	1,094円	9,000万円以上
江戸川区	1,050円	4,000万円以上
国分寺市	1,036円	1,000万円以上
多摩市	1,046円～	1,000万円以上
【参考】23区平均	1,043円	

<②説明>

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の3施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。

1時間あたり

	施設名	所在地	令和4年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1,040円
	区民健康村 「グリーンヒル八ヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	866円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	877円

区民保養施設及び区外学習施設などの郊外施設が所在する県の令和３年の最低賃金額は表のとおりである。新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。一方で、各県の最低賃金額は東京都の最低賃金額１，０４１円より低い。

これらの事情を勘案し、郊外施設における協定の新宿区労働報酬下限額を各県の最低賃金額とする方策が考えられる。